

令和元年度 第2回生駒市行政改革推進委員会分科会② 会議録

開催日時 令和元年7月12日(金) 午前9時30分～午後12時30分

開催場所 生駒市役所 3階 302会議室

出席者

(委員) 平岡会長、佐藤委員、稲山委員、森岡委員

(事務局) 杉浦総務部長、大西総務部専門官、岡田財政経営課長、南口財政経営課課長、齊藤財政経営課主幹兼経営係長、島田財政経営課同係主任、政木財政経営課同係係員

(担当課) 市川国保医療課長、藤川国保医療課課長補佐兼国保係長
財満みどり公園課長、大神花のまちづくりセンター所長
坂谷教育振興部次長兼こども課長、松田こども課課長補佐

(傍聴者) なし

欠席者

なし

《案 件》

事務事業の見直し

- (1) 花のまちづくりセンターの運営
- (2) 子ども医療費助成
- (3) 私立保育所保育実施負担金
- (4) 私立保育所市単独補助金

《会議内容》

(1) 花のまちづくりセンターの運営

■担当課ヒアリング内容

- ・本事業は市民の緑化意識の向上や植栽知識の普及が本来の目的であり、市民による花と緑のまちづくり活動の支援を行っている。
- ・緑の相談では嘱託職員が緑の相談員として実施しているが、相談件数はここ数年横ばいであり、相談日の削減を図ることで事業費を今年度は100万円程削減している。
- ・花と緑に関する研修会、講習会等については、専門知識がある方に行ってもらっているが、臨時職員で経験ある者を雇うことで、人件費を削減している。
- ・公共施設等へ花苗の提供も行っており、シルバー人材センターへ委託しているが、費用の削減は常に考えている。
- ・当初の目的をどれほど達成したか判断するのは難しい部分もある。花と緑の活動は継続してもらうことによって、目的を達成していくことになると考えているので、継続して取組んでいる。
- ・単純な経費の削減ではなく、相談員を削減してもなお事業を維持できるのかということについて、

相談員は相談業務だけではなく、園内の管理指導も担ってもらっている。管理指導については、経験豊富な臨時職員に来てもらうことで補充する体制を整えている。

- ・花のまちづくりセンターで担う機能について、現在は市の直営で管理しているが、実行委員会があるなら民間でなくても市民セクターに指定管理していただくことはできないのかということについて、実行委員会にはイベントの実施のみ担ってもらっているので、施設内の花苗の管理までしてもらうことは難しい。しかし、多くの自治体では指定管理者制度を採用しており、直営で管理しているところは少ないのが現状である。指定管理者制度では来園者数の目標達成を目指すなど、数値の達成的な側面から運営を行っているのに対し、直営では市民とともに活動を実施することに重きを置いている点で異なり、目的が異なるため当市では直営で実施している。
- ・事業費のうち 5 割を人件費が占めていることは問題であり、事業のやり方を変えてみてはどうかということについて、新潟県の見附市では正規職員ではなく、花と緑の管理に関して経験のある方を嘱託職員として 4 人雇い、登録しているボランティアが 100 名程参加することで、実現している事例があると聞いたことがある。しかし、当市でこれを実現しようと思うと、ボランティア間のつながりをどのように維持していくかが課題となる。見附市では市としての方針を作り、中心となって活動する方の監修もあるため実現しているが、そのような仕組みができているところは他に見ない。

■担当課ヒアリング内容を踏まえての委員意見

- ・市民との協働を重視することは大事であるが、指定管理者制度でも工夫すればできる部分があると思うので、検討はするべきだと思う。
- ・花のまちづくりセンターの施設の存在にかかわらず、市の緑化施策は重要な施策であり、施設がどのような位置づけにあるのかということだ。
- ・事業メニューが多すぎるので、市として何に特化して取組んでいくかが重要になる。今の事業から、もっと事業を絞ってみてはどうか。
- ・ボランティア団体が管理している花壇もあるので、ボランティア団体に一部の事業を任せられるようにしてはどうか。
- ・花のまちづくりセンターはボランティア団体の中枢施設となっているため、ボランティア団体を保護する機能は維持し、他を削減していけばいいのではないかと。
- ・目的がはっきりしていればいいが、事業目的も曖昧なようでは、市の職員が事業を実施する必要があるのか。ボランティアなど市民にやってもらえるような事業のあり方を考えるべきだ。
- ・この施設は残しても、市での維持管理は「廃止」とする。

(2) 子ども医療費助成

■担当課ヒアリング内容

- ・所得制限は扶養親族等の人数によって段階的に決まっていく。現在、所得制限を設けていないが、実際に所得制限を設けた場合、扶養親族等の人数を 0 人から 5 人の 6 段階で設定し、0 人であれば、所得制限限度額は 622 万円となり、収入額の目安としては約 833 万円である。5 人の場合は、所得制限限度額は 812 万円となり、収入額の目安は約 1,042 万円となる。実際に所得制限を設けた場合、現在の電算システムでは対応していないため、システムの改修が必要となる。また、

各家庭の所得を毎年確認することによる事務量の増大、それに伴う人件費も発生するので、担当課としては所得制限を設けることは、ハードルが高いと感じている。

- ・所得制限を設けるとした場合、事務負担の増大に伴い人員を増員する必要がある。人件費として1人当たり800万円はかかる見込みであり、2人増員するとなると800万円×2人=1,600万円が経費として必要となり、またシステム改修に伴う経費が2,000万円程かかるので、イニシャルコストを考えると効果額は大きく変わらない。
- ・所得制限限度額では、収入ではなく所得で見る。扶養親族等の人数が0人であれば収入額の目安としては約833万円になる。給与所得の他に付随して、障害者控除など諸控除がある方もいるので、毎年の所得確認は事務量も増え、大変であるといえる。
- ・事務量が増えることによる負担について、子ども医療費助成が対象となる家庭において、所得制限の対象となる方は2,200人くらいいると見込んでおり、全て確認するとなると事務負担は増えるので、マンパワーも必要となる。また、奈良県内で見ても、所得制限を設けているところはなく、当市のみ所得制限を設けるのは難しいと考える。
- ・所得は世帯ではなく、養育している人（扶養義務者）の所得で見る。生駒市は他市と比較しても所得が高い人が多く、類似団体である橿原市と比較しても、生駒市のほうが子どもの数が多い。
- ・担当課として自己負担額を県基準とすることについて、大きな影響はほとんどないと考える。所得制限を設けることとは異なり、所得確認や申請受付事務などが増えるわけではないので、事務量も変わらず、負担はほとんどない。
- ・所得制限を設ける場合のシステム改修について、システムは県内統一ではなく、生駒市独自のシステムを使用している。
- ・所得制限を設けるべきかどうかの議論について、近隣自治体でも所得制限を設けているところはなく、子育て支援の施策として実施している助成事業であることから、所得制限を設けるべきかどうかという議論には至っていない。
- ・大阪や京都では現物給付を既に実施していることは把握しているが、どのような影響があったかどうかまでは調査していない。
- ・自己負担額が増額することについて、県基準より自己負担額を500円緩和している点で、市の負担が大きいので、自己負担額を県基準の1,000円まで引き上げることを考えている。医療費助成の現物給付など、県内市町村で意思統一を図ったうえでの制度運営のため、見直すとしても県基準までと考えている。
- ・所得制限の対象となる方は2,200人くらいいると見込んでいるので、所得制限を設けた場合2,200人は子ども医療費助成事業の対象外となる。

■担当課ヒアリングを踏まえての委員意見

- ・現物給付が開始されることで、市民はより気軽に受診できるようになるため、受診する人が増えると考えられるが、どれほど増加するのか実数はわからない。しかし、冬場はインフルエンザ等も流行るので、増えることが予想される。
- ・実際に子ども医療費助成を受けている人たちにとって、所得制限が設けられることよりも自己負担額が増えることのほうが実感として大きいのではないか。十分な説明が必要である。
- ・児童福祉費は平成26年度では2,116百万円であったが、平成29年度では2,663百万円となり、4

年間で5億円の負担増となっている。現物給付開始に伴い、受診者の増加が懸念される中で、所得制限を設けるほうが負担面において公平であるが、事務が煩雑になることから、担当課としては、自己負担額を県基準に引き上げることを考えている。県基準にすることで、現物給付開始による受診者の増加も多少は抑えられる。

- ・市の財政状況を鑑み、一定の負担を設けざるを得ないだろう。
- ・財政的に厳しいという状況は県内のいずれも抱える問題なので、市町村でそれぞれ考えるべきであり、生駒市ならどこまでできるのかを議論すべきである。財政面の話ばかりだが、子どもの医療をどうするのかという目的に向かって、議論することが大事である。
- ・市民に納得してもらう理由付けが必要である。問題を明らかにしたうえで、「見直す」べきである。

(3) 私立保育所保育実施負担金

■担当課ヒアリング内容

- ・民間保育所であれば、現行制度では保育料は市で徴収し、国で定められた基準（公定価格）に基づき保育実施負担金を支払っているが、無償化することにより、保育料分を国が1/2、県が1/4、市が1/4を手当ですることとなる。令和元年度10月～令和2年度3月については、保育料無償化分を国が全額負担してくれる。
- ・民間認定こども園については、現行制度であれば国で定められた基準（公定価格）から認定こども園が独自に徴収している保育料額を差し引き、保育実施負担金を支払っているが、無償化によって私立保育所同様に、保育料相当分を国、県、市が手当ですることとなる。また、近隣自治体の保育料の水準について、3歳児以上は保育料無償化に伴い、令和元年10月以降より無料となるので、3歳未満児の保育料を比較すると、近隣自治体に比べ当市の水準は高くなっている。
- ・保育料の金額設定について、市内の保育所の先生方と一緒に決めた経緯がある。私立保育所保育実施負担金については、市は1/4負担であるが、法に基づいて実施しているため、見直しは難しいと考える。
- ・幼児教育・保育無償化の開始に伴い、市の負担があるのかどうかという点だが、無償化後の公定価格が国から示されていないため、市の負担がどれほどあるか現時点では不明である。
- ・3歳未満児の保育料について、市の負担の増加に公定価格が関係するのは3歳児以上であり、3歳児未満は関係ない。公定価格は現在不透明だが、引き下げられれば影響が生じる可能性があり、幼児教育無償化によって、さらに市の持ち出し分が増える可能性がある。
- ・3歳未満児の保育料について、市の負担が増えるのではないかということだが、3歳未満児については幼児教育無償化の対象外であるため、制度は変わらない。
- ・公定価格が変わらないとして、交付税措置がある場合の市の負担について、国からの財源措置があるので市として損はなく、財政的な負担は変わらない。公定価格を算出するにあたって国の基準を基に算定しており、国基準との差は反映されていないので、その分は持ち出しとなる。

■担当課ヒアリング内容を踏まえての委員意見

- ・令和元年10月から開始される幼児教育・保育無償化の影響を見定めながら継続審査していく。

(4) 私立保育所市単独補助金

■担当課ヒアリング内容

- ・補助メニューについて、各自治体によってメニューも金額も異なっており、大きく差がある。当市では令和元年度から必要性の高い補助メニューに厳選しており、例えば給与改善費補助金について、実績報告時に給与表を提出してもらい、適切に使われているのか確認をしている。他市では生駒市にはない補助メニューもあるので単純比較はできないが、平成 30 年度予算額を見ると、奈良市が 908,098 千円と突出しており、生駒市は香芝市と同じ位の金額となっている。公立保育園と保育サービスの差が生じないように補助をつけている。給与改善費補助金については、奈良市が高く、生駒市は天理市と同じ位である。
- ・保育士に対する処遇の具体的な他市比較はできないが、民間保育園へのヒアリングで、保育士の給与差が大きくて 10,000 円／月あると聞いている。どこの自治体も保育士の獲得が課題となっており、奈良県の保育士は京都府へ、京都府の保育士は滋賀県へ流れており、奈良市も危機感を感じているとのことだ。職員の給与は地域率が加味されたうえで給与額が変わってくるので、都市部は高くなっている。
- ・令和元年 4 月時点で、当市の待機児童数は 77 人であり、県内で一番多い。原因として保育士不足が考えられ、定員に空きがあっても保育士が不足していることから受け入れができない状況にある。
- ・補助メニューを減らしてはどうかとのことだが、令和元年度から必要性の低い 4 つの補助メニュー（民間保育園健全育成事業補助金、日本スポーツ振興センター加入費補助金、保育会保育士部会費負担金補助金、ぎょう虫・検尿・検便補助金）を廃止しており、10 あった補助メニューを 6 つまで削減している。残りの補助金については必要性があると判断し、維持している。
- ・私立と公立の保育所とを比較した場合の保育士の給与水準について、公立保育所のほうが給与水準は高いと思うが、保育士数は足りず、臨時職員を雇っており、募集もしているが、なかなか来ないのが現状である。

■担当課ヒアリング内容を踏まえての委員意見

- ・職員の給与改善費補助金が多いのは、給与が低いからではないのか。そういうことであれば、給与改善費補助金が高いことは市として褒められるものではない。補助金額で見るのではなく、保育士の充足率を比較して見たほうがいいのか。
- ・補助メニューのひとつに施設運営費補助金とあるが、運営費はそもそも本来必要であり、保育所が負担するべきものなので、補助金として出す必要があるのか。行事や備品についても、補助金を出すことに疑問がある。
- ・給与改善費補助金が効果的に使われているのか、実態を把握したうえで補助金の活用を検討する必要がある。補助金が保育所でどのように使われ、どのような効果があったのか、実態を踏まえて検討すべきだ。
- ・保育士確保が早急に求められる中、保育士の処遇改善が必要であり、そのためにも経営に踏み込んだ検討ができないだろうか。経営実態を見極め、実態をしっかり把握したうえで見直すべきだ。
- ・令和元年度から補助メニューを見直したということだが、本当に必要なところに特化して補助するべきだ。

- ・令和元年度から改善した補助メニューがあるので、経過を見ながら見直しを図るべきだろう。保育士に対する処遇が改善されなければ、保育士確保にはつながらないだろう。
- ・給与改善費補助金の使い道や給与改善費補助金が保育士の充足にどう効果があったのかなど、実態が明確でないので、「見直し」の方向で検討することとなる。給与改善費補助金を引き上げ、必要性の低い補助メニューを見直ししたばかりだが、さらなる見直しが必要である。
- ・事業の見直しが必要であるというが、保育士の数をどう増やすか考えることが重要である。そのためには、補助メニューを給与改善費補助金に絞るなど、保育士の処遇改善につながるように特化するといいたいだろう。